

平成 2 1 年 1 0 月 8 日

(広報資料)

建 設 局

〔 担当 土木管理部自転車政策課  
電話 2 2 2 - 3 5 6 5 〕

## 京都市民間自転車等駐車場整備助成金事業の申請募集について ～ 民間駐輪場の整備を積極的に支援します ～

京都市では、現に駐輪場が整備されていない、又は駐輪場の収容能力が需要を充足しておらず、更なる整備が必要な地域において、民間活力による駐輪場整備を促すため、民間事業者が駐輪場を整備する際の設置費用などを一部助成する事業を実施しています。

この度、本年度第 2 回目の申請を下記の通り募集しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 申請のスケジュール

##### (1) 申請受付期間

平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日 (水) から平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日 (金)

※ 審査により交付対象事業の決定を行うため、先着順ではありません。

##### (2) 審査結果の通知

平成 2 1 年 1 2 月中に助成金交付対象事業の審査を行い、指定又は却下の結果を各申請者に通知します。

##### (3) 助成金の交付

指定事業について、整備工事が完了し、交付請求書を提出していただきましたら、交付請求書を受理した日から起算して 3 0 日以内に助成金を交付します。

#### 2 申請手続

##### (1) 募集案内及び申請書の配布

自転車政策課において配布するとともに、京都市のホームページ（京都市情報館（URL：<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000061122.html>））に募集案内及び申請書の様式を掲載します。

##### (2) 申請書の提出

持参、郵送にて受け付けますので、下記まで提出してください。郵送の場合は、募集期間内に到着するものに限りです。また、持参の場合は、平日の午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分までをお願いします。

【提出・問い合わせ先】 〒604-8571 （住所不要）

建設局土木管理部自転車政策課計画推進担当（電話 222-3565）

### 3 京都市民間自転車等駐輪場整備助成金事業の概要

#### (1) 助成要件

次の全ての要件を満たす駐輪場の設置者等が申請できます。

- 駐輪場の設置の目的が不特定多数の者の利用に供するものであること。また、自動二輪車のみを収容することを目的としたものでないこと。
- 駐輪場の位置は、鉄道駅から概ね250メートル以内、又は立地等について市長が適当と認めるものであること。
- 駐輪場における自転車等の収容台数が25台以上であること。ただし、収容台数の計算に当たり、原動機付自転車及び自動二輪車については、1台につき自転車1.5台分として換算するものとする。
- 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第2項（鉄道事業者の協力義務）に基づき、整備するものでないこと。
- 出資金、基本金その他これらに準じるものとして、京都市が4分の1以上を出資している法人により整備するものでないこと。
- 駐輪場を、開設の日から継続して5年以上運営すること。
- 駐輪場の位置、構造及び設備について利用者の安全が確保されており、自転車等が容易に駐車できるものであること。
- 駐輪場整備の工事着手は、交付対象事業への指定決定以後に行うこと。
- 駐輪場の運営及び構造等に関し、市長が適当と認めるものであること。

#### (2) 助成金の額

次のア・イのいずれか低い方の額に3分の2を乗じた額（千円未満は切捨て）とし、上限額は400万円とします。

ア 駐輪場設置のための土地取得費を除く建設費及び駐車器具整備費の合計額

イ 下表の1台当たりの設備費に収容台数（原動機付自転車及び自動二輪車については、1台につき自転車1.5台分として計算する。）を乗じて算出した額

設置形式	1台当たりの設備費
平面式	60,000円
立体式（機械式を含む。）	100,000円

備考 立体式とは2階建て以上の建築物をいい、機械式とは機械収納型をいう。